明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通七〇九）　一
○道路に関する件
（東北地方整備局一四九、一五〇）　二
○道路に関する件
（関東地方整備局一八八～一九二）　三
○都市公園の供用を開始する件
（北陸地方整備局六一）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中部地方整備局五六）
○道路に関する件
（中国地方整備局五八）　五
○道路に関する件
（四国地方整備局五三、五四）　五
〔人事異動〕
法務省　五
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　10
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社）、プログラムの著作物に係る登録、公文書等の管理に関する外国人技能実習機構、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　10
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他
会社決算公告　五七

告示

○国土交通省告示第七百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年六月一日

国土交通大臣　石井　啓一

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道23号改築工事（蒲郡バイパス・愛知県豊川市為当町仲上地内から同市御津町広石船山地内まで、同市御津町豊沢杉下地内から同市御津町金野袋田地内まで及び蒲郡市五井町山田地内から同市清田町井戸ケ沢地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　愛知県豊川市為当町仲上及び三ツ市場並びに御津町広石市場、広石祢宜田、広石船山、豊沢杉下、豊沢新杉下、金野山影、金野籠田及び金野袋田地内

愛知県蒲郡市五井町山田並びに清田町木森、東観嶽、岡前、岡及び井戸ケ沢地内

2　使用の部分　愛知県豊川市為当町仲上及び三ツ市場並びに御津町広石市場、広石祢宜田、広石船山、豊沢杉下、金野山影、金野籠田及び金野袋田地内

愛知県蒲郡市清田町木森、岡及び井戸ケ沢地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道23号改築工事（蒲郡バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、愛知県豊川市為当町仲上地内の豊川為当インターチェンジから蒲郡市清田町井戸ケ沢地内の蒲郡インターチェンジまでの延長9.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道23号改築工事（蒲郡バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであるが、本件区間は同法第13条第1項の指定区間外の区間であるところ、起業者である国土交通大臣は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行しており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

（1）　得られる公共の利益

一般国道23号（以下「本路線」という。）は、愛知県豊橋市を起点とし、三重県伊勢市に至る延長約236kmの主要幹線道路であり、本路線が通過する豊川市及び蒲郡市は、国内外の主要自動車企業の物流拠点となっている三河港を擁する地域であることから、県内外の物流交通に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、蒲郡市等の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。